

日本総合病院精神医学会専門医制度規則 改正 新旧対照表

現 行	改 正	備 考
<p>日本総合病院精神医学会専門医制度規則</p> <p><b>第1章 総則</b></p> <p>第1条 本規則は、一般社団法人日本総合病院精神医学会（以下「本会」という）が定款第12章の規定に基づき、本会認定一般病院連携精神医学専門医（以下、「専門医」という）及び本会認定一般病院連携精神医学指導医（以下、「指導医」という）の認定を行うに当たり、必要な事項を定めるものである。</p> <p>第2条 専門医及び指導医の認定に関しては、法令及び定款に別段の定めがあるほかは、この規則に従うものとする。</p> <p><b>第2章 専門医制度委員会</b></p> <p>第3条 専門医及び指導医の認定並びに関連する業務を行うために、専門医制度委員会を設置する。</p>	<p>日本総合病院精神医学会専門医制度規則</p> <p><b>第2章 総則</b></p> <p>第1条 本規則は、一般社団法人日本総合病院精神医学会（以下「本会」という）が定款第12章の規定に基づき、本会認定一般病院連携精神医学専門医（以下、「専門医」という）及び本会認定一般病院連携精神医学指導医（以下、「指導医」という）の認定を行うに当たり、必要な事項を定めるものである。</p> <p>第2条 専門医及び指導医の認定に関しては、法令及び定款に別段の定めがあるほかは、この規則に従うものとする。</p> <p><b>第2章 専門医制度委員会</b></p> <p>第3条 専門医及び指導医の認定並びに関連する業務を行うために、専門医制度委員会を設置する。</p>	

<p>2 専門医制度委員会の委員は、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。</p> <p>3 専門医制度委員会には、委員長、副委員長、担当理事および委員若干名を置く。</p> <p>4 委員長及び担当理事は、理事会が選任する。</p> <p>5 副委員長および委員は、委員長が委員会の任務に適した会員から、その承諾を得て理事会に推薦し、理事会によって選任される。</p> <p>6 専門医制度委員会のもとに、次の各号の小委員会を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 専門医研修小委員会</li> <li>二 専門医試験小委員会</li> <li>三 専門医等認定小委員会</li> </ul> <p>7 前項の小委員会は、小委員会委員長、小委員会副委員長および小委員会委員若干名をもって構成し、その委員等は専門医制度委員長が小委員会の任務に適した会員から、その承諾を得て理事会に推薦し、理事会によって選任され、理事長が委嘱し、他の専門医制度小委員会の小委員会委員長、小委員会副委員長及び小委員会委員と重任しない。</p> <p>8 小委員会の委員長は、審議内容及び活動状況を当該委員会または理事会に報告しなければならない。</p>	<p>2 専門医制度委員会の委員は、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。</p> <p>3 専門医制度委員会には、委員長、副委員長、担当理事および委員若干名を置く。</p> <p>4 委員長及び担当理事は、理事会が選任する。</p> <p>5 副委員長および委員は、委員長が委員会の任務に適した会員から、その承諾を得て理事会に推薦し、理事会によって選任される。</p> <p>6 専門医制度委員会のもとに、次の各号の小委員会を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 専門医研修小委員会</li> <li>二 専門医試験小委員会</li> <li>三 専門医等認定小委員会</li> </ul> <p>7 前項の小委員会は、小委員会委員長、小委員会副委員長および小委員会委員若干名をもって構成し、その委員等は専門医制度委員長が小委員会の任務に適した会員から、その承諾を得て理事会に推薦し、理事会によって選任され、理事長が委嘱し、他の専門医制度小委員会の小委員会委員長、小委員会副委員長及び小委員会委員と重任しない。</p> <p>8 小委員会の委員長は、審議内容及び活動状況を当該委員会または理事会に報告しなければならない。</p>	
---	---	--

第4条 委員長、担当理事及び委員の任期は、理事会に委員等の選任を受けてから次の理事改選時及び委員会の解散時までとし、委員等の再任及び他の委員会委員との重任は妨げない。

2 委員長及び担当理事に欠員を生じたときは、理事会は後任者を選任し、後任者は前任者の任期を務める。

3 委員等が、次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会における決議に基づいて解任することができる。この場合、当該委員等に対し、理事会において弁明する機会を与えるものとする。

一 委員等の申し出のあったとき

二 委員等に心身の故障のために職務の執行に耐えられないと認められたとき

三 委員等に職務上の義務違反その他委員等としてふさわしくない行為をしたとき

4 委員等は、任期が満了しても、後任の委員が委嘱されるまでは、引き続きその職務を行う。

5 小委員会は、任期等については本条第1項、第2項、第3項を準用する。

### 第3章 専門医の資格

第4条 委員長、担当理事及び委員の任期は、理事会に委員等の選任を受けてから次の理事改選時及び委員会の解散時までとし、委員等の再任及び他の委員会委員との重任は妨げない。

2 委員長及び担当理事に欠員を生じたときは、理事会は後任者を選任し、後任者は前任者の任期を務める。

3 委員等が、次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会における決議に基づいて解任することができる。この場合、当該委員等に対し、理事会において弁明する機会を与えるものとする。

一 委員等の申し出のあったとき

二 委員等に心身の故障のために職務の執行に耐えられないと認められたとき

三 委員等に職務上の義務違反その他委員等としてふさわしくない行為をしたとき

4 委員等は、任期が満了しても、後任の委員が委嘱されるまでは、引き続きその職務を行う。

5 小委員会は、任期等については本条第1項、第2項、第3項を準用する。

### 第3章 専門医の資格

<p>第5条 専門医認定の審査を希望する者は、次の各号の条件を全て満たさなければならない。</p> <p>一 日本国の医師免許証を有すること。</p> <p>二 日本精神神経学会認定精神科専門医又は精神保健又は精神障害者福祉に関する法律第18条に定める精神保健指定医の資格を有すること。</p> <p>三 2年間の卒後臨床研修を受け、その後さらに本学会により認定された研修施設において3年以上総合病院精神医学の研修を受けた者、もしくは本学会により認定された研修施設において5年以上総合病院精神医学の研修を受けた者で細則に定める研修内容を修了していること。</p> <p>四 申請時において、継続して5年以上本会の会員であること。</p> <p>五 細則に定めるケースレポート又は細則に定めるその代替資料を提出し、全てが専門医制度委員会の審査に合格すること。</p> <p>六 細則に定める専門医制度委員会専門医講習会を受講すること。</p> <p>七 細則に定める専門医認定試験に合格すること。</p>	<p>第5条 専門医認定の審査を希望する者は、次の各号の条件を全て満たさなければならない。</p> <p>一 日本国の医師免許証を有すること。</p> <p>二 日本精神神経学会認定精神科専門医の資格を有すること。</p> <p>三 2年間の卒後臨床研修を受け、その後さらに本学会により認定された研修施設において3年以上総合病院精神医学の研修を受けた者、もしくは本学会により認定された研修施設において5年以上総合病院精神医学の研修を受けた者で細則に定める研修内容を修了していること。</p> <p>四 申請時において、継続して5年以上本会の会員であること。</p> <p>五 細則に定めるケースレポートを提出し、全てが専門医制度委員会の審査に合格すること。</p> <p>六 細則に定める専門医制度委員会専門医講習会を受講すること。</p> <p>七 細則に定める専門医認定試験に合格すること。</p>	<p>新規に専門医を取得する場合、資格要件から精神保健指定医を外し精神神経学会精神科専門医のみとした。</p> <p>専門医新規申請時はレポートの代替論文での申請は認めずケースレポートでの申請とした。</p>
---	---	--

<p><b>第4章 専門医の認定</b></p> <p>第6条 専門医認定の審査を希望する者は、細則に定める書類を専門医制度委員会に提出しなければならない。</p> <p>第7条 専門医認定の審査は、専門医制度委員会が行い、理事会の決議により承認する。</p> <p>第8条 専門医認定の審査結果は、細則で定める方法で公示する。</p> <p>第9条 本会理事長は、専門医認定審査合格者に対して専門医証を交付する。</p> <p><b>第5章 専門医の認定更新</b></p> <p>第10条 専門医の認定は、5年ごとに更新するものとする。</p> <p>第11条 専門医の認定更新を希望する者は、細則に定め</p>	<p><b>第4章 専門医の認定</b></p> <p>第6条 専門医認定の審査を希望する者は、細則に定める書類を専門医制度委員会に提出しなければならない。</p> <p>第7条 専門医認定の審査は、専門医制度委員会が行い、理事会の決議により承認する。</p> <p>第8条 専門医認定の審査結果は、細則で定める方法で公示する。</p> <p>第9条 本会理事長は、専門医認定審査合格者に対して専門医証を交付する。</p> <p><b>第5章 専門医の認定更新</b></p> <p>第10条 専門医の認定は、5年ごとに更新するものとする。</p> <p>第11条 専門医の認定更新を希望する者は、細則に定め</p>	
--	--	--

<p>る学術活動を行い、それに定められた書類を定められた期日までに専門医制度委員会に提出しなければならない。</p> <p>第 12 条 専門医認定更新の審査は、専門医制度委員会が行い、理事会の決議により承認する。</p> <p>第 13 条 専門医認定更新の審査結果は、細則で定める方法で公示する。</p> <p>第 14 条 本会理事長は、専門医認定更新審査合格者に対して専門医証を交付する。</p> <p><b>第 6 章 専門医の喪失・取消</b></p> <p>第 15 条 専門医は、次の各号の理由により、専門医制度委員会及び理事会の決議を経て、その資格を喪失する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 理由を付して専門医としての資格を辞退したとき。</li> <li>二 本会の定款に従って、本会会員の資格を喪失したとき。</li> <li>三 申請書類に虚偽等が認められたとき。</li> <li>四 専門医の認定更新を行わなかったとき。</li> </ul> <p>2 前項第四号によって喪失した専門医資格は、やむをえ</p>	<p>る学術活動を行い、それに定められた書類を定められた期日までに専門医制度委員会に提出しなければならない。</p> <p>第 12 条 専門医認定更新の審査は、専門医制度委員会が行い、理事会の決議により承認する。</p> <p>第 13 条 専門医認定更新の審査結果は、細則で定める方法で公示する。</p> <p>第 14 条 本会理事長は、専門医認定更新審査合格者に対して専門医証を交付する。</p> <p><b>第 6 章 専門医の喪失・取消</b></p> <p>第 15 条 専門医は、次の各号の理由により、専門医制度委員会及び理事会の決議を経て、その資格を喪失する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 理由を付して専門医としての資格を辞退したとき。</li> <li>二 本会の定款に従って、本会会員の資格を喪失したとき。</li> <li>三 申請書類に虚偽等が認められたとき。</li> <li>四 専門医の認定更新を行わなかったとき。</li> </ul> <p>2 前項第四号によって喪失した専門医資格は、やむをえ</p>	
---	---	--

ない理由があると認めるときは、専門医の認定を更新することができる。

第 16 条 本会理事長は、専門医として不適切な行為のあった者に対して、専門医制度委員会及び理事会の決議を経て、専門医の資格を取り消すことができる。

### 第 7 章 指導医の役割

第 17 条 指導医は、専門医の認定を希望する者の研修を指導する。

- 2 指導医は、次の各号の種類とする。
  - 一 専門医資格を有する指導医（以下、専門医指導医）
  - 二 本規則第 31 条第 2 項第 2 号の定める研修施設においてのみ専門医の認定を希望する者の指導を行うことのできる指導医（以下、特定指導医）
- 3 前項第二号の特定指導医は、その所属する研修施設においてのみ、専門医の認定を希望する者の指導を行い、その特定指導医が非研修施設に異動した場合は、指導医を名乗ることができない。

ない理由があると認めるときは、専門医の認定を更新することができる。

第 16 条 本会理事長は、専門医として不適切な行為のあった者に対して、専門医制度委員会及び理事会の決議を経て、専門医の資格を取り消すことができる。

### 第 7 章 指導医の役割

第 17 条 指導医は、専門医の認定を希望する者の研修を指導する。

- 2 指導医は、次の各号の種類とする。
  - 一 専門医資格を有する指導医（以下、専門医指導医）
  - 二 本規則第 31 条第 2 項第 2 号の定める研修施設においてのみ専門医の認定を希望する者の指導を行うことのできる指導医（以下、特定指導医）
- 3 前項第二号の特定指導医は、その所属する研修施設においてのみ、専門医の認定を希望する者の指導を行い、その特定指導医が非研修施設に異動した場合は、指導医を名乗ることができない。

## 第 8 章 指導医の資格

第 18 条 専門医指導医認定の審査を希望する者は、次の各号の条件を全て満たさなければならない。

- 一 日本国の医師免許取得後 10 年以上経過していること。
- 二 専門医に認定された後 3 年以上経過していること。
- 三 8 年以上総合病院精神医療に原則常勤で従事した経験を有すること。
- 四 申請時において、継続して 8 年以上本会の会員であること。
- 五 細則に定める学術活動を行っていること。
- 六 細則に定めるケースレポート、または細則に定めるその代替資料を提出し、全てが専門医制度委員会の審査に合格すること。
- 七 細則に定める専門医制度委員会指導医講習会を受講していること。

2 特定指導医認定の審査を希望する者は、次の各号の条件を全て満たさなければならない。

- 一 日本国の医師免許取得後 8 年以上経過していること。

## 第 8 章 指導医の資格

第 18 条 専門医指導医認定の審査を希望する者は、次の各号の条件を全て満たさなければならない。

- 一 日本国の医師免許取得後 10 年以上経過していること。
- 二 専門医に認定された後 3 年以上経過していること。
- 三 8 年以上総合病院精神医療に原則常勤で従事した経験を有すること。
- 四 申請時において、継続して 8 年以上本会の会員であること。
- 五 細則に定める学術活動を行っていること。
- 六 細則に定めるケースレポート、または細則に定めるその代替資料を提出し、全てが専門医制度委員会の審査に合格すること。
- 七 細則に定める専門医制度委員会指導医講習会を受講していること。

2 特定指導医認定の審査を希望する者は、次の各号の条件を全て満たさなければならない。

- 一 日本国の医師免許取得後 8 年以上経過していること。

<p>二 8年以上総合病院精神医療に従事した経験を有すること。</p> <p>三 申請時において、本会の会員であること。</p> <p>四 細則に定める専門医制度委員会指導医講習会を受講していること。</p> <p>五 第31条第2項第二号に定める特定研修施設及びそれに準じる施設の常勤職員であること。</p> <p>3 特定指導医のうち、専門医資格及び専門医指導医資格の特例付与認定の審査を希望する者は、次の各号の条件をすべて満たさなければならない。</p> <p>一 日本国の医師免許証を有すること。</p> <p>二 日本精神神経学会認定精神科専門医又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条に定める精神保健指定医の資格を有すること。</p> <p>三 細則に定めるケースレポート、または細則に定めるその代替資料を提出し、全てが専門医制度委員会の審査に合格すること。</p> <p>四 細則に定める専門医制度委員会専門医講習会を受講すること。</p> <p>五 細則に定める専門医認定試験に合格すること。</p>	<p>二 8年以上総合病院精神医療に従事した経験を有すること。</p> <p>三 申請時において、本会の会員であること。</p> <p>四 細則に定める専門医制度委員会指導医講習会を受講していること。</p> <p>五 第31条第2項第二号に定める特定研修施設及びそれに準じる施設の常勤職員であること。</p> <p>3 特定指導医のうち、専門医資格及び専門医指導医資格の特例付与認定の審査を希望する者は、次の各号の条件をすべて満たさなければならない。</p> <p>一 日本国の医師免許証を有すること。</p> <p>二 日本精神神経学会認定精神科専門医又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条に定める精神保健指定医の資格を有すること。</p> <p>三 細則に定めるケースレポート、または細則に定めるその代替資料を提出し、全てが専門医制度委員会の審査に合格すること。</p> <p>四 細則に定める専門医制度委員会専門医講習会を受講すること。</p> <p>五 細則に定める専門医認定試験に合格すること。</p>	
---	---	--

## 第9章 指導医の認定

第19条 専門医指導医または特定指導医の認定審査を希望する者は、細則に定める書類を専門医制度委員会に提出しなければならない。

2 特定指導医のうち、専門医資格及び専門医指導医資格の特例付与を希望する者は、細則に定める書類を専門医制度委員会に提出しなければならない。

3 専門医資格を有する特定指導医のうち、特定指導医資格に替え専門医指導医資格の特例付与を希望する者は、細則に定める書類を専門医制度委員会に提出しなければならない。

第19条の2 本規則第18条第3項及び本条第2項の特定指導医への専門医資格及び専門医指導医資格の特例付与する措置並びに本条第3項の専門医資格を有する特定指導医への特定指導医資格に替え専門医指導医資格の特例付与する措置は、平成29年4月1日から開始し、細則で定める日をもって終了するものとする。

## 第9章 指導医の認定

第19条 専門医指導医または特定指導医の認定審査を希望する者は、細則に定める書類を専門医制度委員会に提出しなければならない。

2 特定指導医のうち、専門医資格及び専門医指導医資格の特例付与を希望する者は、細則に定める書類を専門医制度委員会に提出しなければならない。

3 専門医資格を有する特定指導医のうち、特定指導医資格に替え専門医指導医資格の特例付与を希望する者は、細則に定める書類を専門医制度委員会に提出しなければならない。

第19条の2 本規則第18条第3項及び本条第2項の特定指導医への専門医資格及び専門医指導医資格の特例付与する措置並びに本条第3項の専門医資格を有する特定指導医への特定指導医資格に替え専門医指導医資格の特例付与する措置は、平成29年4月1日から開始し、細則で定める日をもって終了するものとする。

<p>第20条 指導医認定の審査は、専門医制度委員会が行い、理事会の決議により承認する。</p> <p>第21条 指導医認定の審査結果は、細則で定める方法で公示する。</p> <p>第22条 本会理事長は、指導医認定審査合格者に対して指導医証を交付する。</p> <p><b>第10章 指導医の認定更新</b></p> <p>第23条 指導医の認定は、5年ごとに更新するものとする。</p> <p>第24条 専門医指導医の認定を更新した場合には、専門医の認定も併せて更新されるものとする。</p> <p>第25条 専門医指導医、または特定指導医の認定更新を希望する者は、細則に定める書類をその定める期日までに専門医制度委員会に提出しなければならない。</p>	<p>第20条 指導医認定の審査は、専門医制度委員会が行い、理事会の決議により承認する。</p> <p>第21条 指導医認定の審査結果は、細則で定める方法で公示する。</p> <p>第22条 本会理事長は、指導医認定審査合格者に対して指導医証を交付する。</p> <p><b>第10章 指導医の認定更新</b></p> <p>第23条 指導医の認定は、5年ごとに更新するものとする。</p> <p>第24条 専門医指導医の認定を更新した場合には、専門医の認定も併せて更新されるものとする。</p> <p>第25条 専門医指導医、または特定指導医の認定更新を希望する者は、細則に定める書類をその定める期日までに専門医制度委員会に提出しなければならない。</p>	
---	---	--

<p>第26条 指導医認定更新の審査は、専門医制度委員会が行い、理事会の決議により承認する。</p> <p>第27条 指導医認定更新の審査結果は、細則で定める方法で公示する。</p> <p>第28条 本会理事長は、指導医認定更新審査合格者に対して指導医証を交付する。</p> <p><b>第11章 指導医の喪失・取消</b></p> <p>第29条 指導医は、次の各号の理由により、専門医制度委員会及び理事会の決議を経て、その資格を喪失する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 理由を付して、指導医を辞退したとき。</li> <li>二 本会の定款に従って、本会会員としての資格を喪失したとき。</li> <li>三 申請書類に虚偽等が認められたとき。</li> <li>四 指導医の認定更新を行わなかったとき。</li> </ul> <p>2 前項第四号によって喪失した指導医資格は、やむをえない理由があると認めるときは、指導医の認定を更新する</p>	<p>第26条 指導医認定更新の審査は、専門医制度委員会が行い、理事会の決議により承認する。</p> <p>第27条 指導医認定更新の審査結果は、細則で定める方法で公示する。</p> <p>第28条 本会理事長は、指導医認定更新審査合格者に対して指導医証を交付する。</p> <p><b>第11章 指導医の喪失・取消</b></p> <p>第29条 指導医は、次の各号の理由により、専門医制度委員会及び理事会の決議を経て、その資格を喪失する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 理由を付して、指導医を辞退したとき。</li> <li>二 本会の定款に従って、本会会員としての資格を喪失したとき。</li> <li>三 申請書類に虚偽等が認められたとき。</li> <li>四 指導医の認定更新を行わなかったとき。</li> </ul> <p>2 前項第四号によって喪失した指導医資格は、やむをえない理由があると認めるときは、指導医の認定を更新する</p>	
---	---	--

<p>ことができる。</p> <p>第 30 条 本会理事長は、指導医として不適切な行為のあった者に対して、専門医制度委員会及び理事会の決議を経て、指導医の資格を取り消すことができる。</p> <p><b>第 12 章 研修施設</b></p> <p>第31 条 研修施設は、指導医が常勤し、他の診療科との連携による診療が行われているいわゆる総合病院とし、その基準は細則に定める。</p> <p>2 研修施設は、次の各号の種類とする。</p> <p>一 専門医指導医が常勤する研修施設（以下、専門医研修施設） 二 特定指導医が常勤する研修施設（以下、特定研修施設）</p> <p>3 前項第二号の特定研修施設は、細則に定める研修施設及びそれと同等の機能を有する医療施設とする。</p> <p>4 研修施設に常勤する指導医のうち一人を指導責任者とし、指導医が一人の場合はその者を指導責任者とする。</p> <p>第 32 条 研修施設の認定を希望する場合には、指導責任</p>	<p>ことができる。</p> <p>第 30 条 本会理事長は、指導医として不適切な行為のあった者に対して、専門医制度委員会及び理事会の決議を経て、指導医の資格を取り消すことができる。</p> <p><b>第 12 章 研修施設</b></p> <p>第31 条 研修施設は、指導医が常勤し、他の診療科との連携による診療が行われているいわゆる総合病院とし、その基準は細則に定める。</p> <p>2 研修施設は、次の各号の種類とする。</p> <p>一 専門医指導医が常勤する研修施設（以下、専門医研修施設） 二 特定指導医が常勤する研修施設（以下、特定研修施設）</p> <p>3 前項第二号の特定研修施設は、細則に定める研修施設及びそれと同等の機能を有する医療施設とする。</p> <p>4 研修施設に常勤する指導医のうち一人を指導責任者とし、指導医が一人の場合はその者を指導責任者とする。</p> <p>第 32 条 研修施設の認定を希望する場合には、指導責任</p>	
---	---	--

<p>者が、細則に定める書類を専門医制度委員会に提出しなければならない。</p> <p>第33条 研修施設の認定は、専門医制度委員会による調査と審査を経て、理事会の決議により承認する。</p> <p>第34条 研修施設認定に関する審査結果は、細則で定める方法で公示する。</p> <p>第35条 本会理事長は、研修施設認定審査に合格した施設に対して研修施設認定証を交付する。</p> <p>第36条 研修施設の認定の更新は、5年ごとに行い、指導責任者が細則に定める書類をその定める期日までに専門医制度委員会に提出しなければならない。</p> <p>第36条の2 研修施設は、本規則第32条により申請をした事項に変更があったときは、変更のあった時以後6ヶ月以内に専門医制度委員会に届出なければならない。</p> <p>第37条 研修施設の更新認定は、専門医制度委員会によ</p>	<p>者が、細則に定める書類を専門医制度委員会に提出しなければならない</p> <p>第33条 研修施設の認定は、専門医制度委員会による調査と審査を経て、理事会の決議により承認する。</p> <p>第34条 研修施設認定に関する審査結果は、細則で定める方法で公示する。</p> <p>第35条 本会理事長は、研修施設認定審査に合格した施設に対して研修施設認定証を交付する。</p> <p>第36条 研修施設の認定の更新は、5年ごとに行い、指導責任者が細則に定める書類をその定める期日までに専門医制度委員会に提出しなければならない。</p> <p>第36条の2 研修施設は、本規則第32条により申請をした事項に変更があったときは、変更のあった時以後6ヶ月以内に専門医制度委員会に届出なければならない。</p> <p>第37条 研修施設の更新認定は、専門医制度委員会によ</p>	
--	---	--

<p>る調査と審査を経て、理事会の決議により承認する。</p> <p>第38条 研修施設の更新認定に関する審査結果は、細則で定める方法で公示する。</p> <p>第39条 本会理事長は、研修施設更新認定審査に合格した施設に対して研修施設認定証を交付する。</p> <p><b>第13章 規則改正に伴う移行措置等</b></p> <p>第40条 平成25年3月31日までに申請し認定を受けた指導医及び研修施設はそれぞれ専門医指導医及び専門医研修施設と読み替えるものとする。</p> <p>2 前項により読み替えられた専門医指導医の次回更新時のみ、第25条第1項第六号の専門医制度委員会指導医講習会に参加したことを証明する資料の提出は必要としない。</p> <p><b>第14章 規則の変更</b></p> <p>第41条 本規則を変更する場合は、理事会の決議を経て、</p>	<p>る調査と審査を経て、理事会の決議により承認する。</p> <p>第38条 研修施設の更新認定に関する審査結果は、細則で定める方法で公示する。</p> <p>第39条 本会理事長は、研修施設更新認定審査に合格した施設に対して研修施設認定証を交付する。</p> <p><b>第13章 規則改正に伴う移行措置等</b></p> <p>第40条 平成25年3月31日までに申請し認定を受けた指導医及び研修施設はそれぞれ専門医指導医及び専門医研修施設と読み替えるものとする。</p> <p>2 前項により読み替えられた専門医指導医の次回更新時のみ、第25条第1項第六号の専門医制度委員会指導医講習会に参加したことを証明する資料の提出は必要としない。</p> <p><b>第14章 規則の変更</b></p> <p>第41条 本規則を変更する場合は、理事会の決議を経て、</p>	
--	--	--

<p>評議員総会の承認を得る ものとする。</p> <p><b>付 則</b></p> <p>第 1 条 本規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。  平成 16 年 1 月改正。  平成 17 年 10 月改正。  平成 18 年 11 月改正。  平成 21 年 11 月 26 日改正。  平成 23 年 11 月 24 日改正。  平成 24 年 11 月 29 日改正、平成 25 年 4 月 1 日  施行。  平成 25 年 11 月 28 日改正、同日施行。  平成28 年11 月24 日改正、平成29年4月1日施行。</p> <p>第 2 条 本規則の施行に関する細則は別に定める</p>	<p>評議員総会の承認を得る ものとする。</p> <p><b>付 則</b></p> <p>第 1 条 本規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。  平成 16 年 1 月改正。  平成 17 年 10 月改正。  平成 18 年 11 月改正。  平成 21 年 11 月 26 日改正。  平成 23 年 11 月 24 日改正。  平成 24 年 11 月 29 日改正、平成 25 年 4 月 1 日  施行。  平成 25 年 11 月 28 日改正、同日施行。  平成28 年11 月24 日改正、平成29年4月1日施行。  令和 4 年 10 月 27 日改正、令和 5 年度 4 月 1 日施行。</p> <p>第 2 条 本規則の施行に関する細則は別に定める</p>	<p>施行日は令和 5年度4月1日 とした。</p>
--	---	------------------------------------

日本総合病院精神医学会専門医制度規則施行細則 改正 新旧対照表

現 行	改 正	備 考
<p>日本総合病院精神医学会専門医制度規則施行細則 (直近改正：令和2年9月5日改正、同日施行)</p> <p>第1章 本施行細則の趣旨</p> <p>第1条 日本総合病院精神医学会専門医制度規則（以下、規則）の施行に関し、規則に定められた以外の事項については、本施行細則に従うものとする。</p> <p>第2章 制度運営</p> <p>第2条 専門医制度委員会の事務は、日本総合病院精神医学会事務局において行う。</p> <p>第3条 専門医制度委員会は専門医制度委員会業務の調整及び総括、広報、理事会との連絡調整ならびに専門医制度委員会業務に関する緊急事項の処理、その他必要な業務を行う。</p>	<p>日本総合病院精神医学会専門医制度規則施行細則 (直近改正：令和4年10月27日改正、令和5年4月1日施行)</p> <p>第1章 本施行細則の趣旨</p> <p>第1条 日本総合病院精神医学会専門医制度規則（以下、規則）の施行に関し、規則に定められた以外の事項については、本施行細則に従うものとする。</p> <p>第2章 制度運営</p> <p>第2条 専門医制度委員会の事務は、日本総合病院精神医学会事務局において行う。</p> <p>第3条 専門医制度委員会は専門医制度委員会業務の調整及び総括、広報、理事会との連絡調整ならびに専門医制度委員会業務に関する緊急事項の処理、その他必要な業務を行う。</p>	

2. 専門医研修小委員会は、卒後研修の目標、内容を定め、検討し、卒後研修に必要な業務を行う。
3. 専門医試験小委員会は、専門医認定試験の実務、運営を担当し、専門医認定試験に関する必要な業務を行う。
4. 専門医等認定小委員会は、専門医認定試験受験資格審査、研修施設の認定条件審査および指導医要件審査、更新審査、その他の必要な業務を行う。

### 第3章 専門医の認定および更新

第4条 専門医認定の審査を希望する者は、次の各号に定める書類を正本1通、写し2通の合計3通を書留郵便にて専門医制度委員会に提出しなければならない。

- 一 専門医認定申請書（様式1）。
- 二 履歴書（様式2）。
- 三 医師免許証（写し）。

四 日本精神神経学会認定精神医学専門医証（写し）又は精神保健指定医証（写し）。

五 研修施設において規則第5条第三号の定める期間総合病院精神医学の研修を行い、本施行細則第11条の別表1に定める研修ガイドラインに従った研修を修了しているこ

2. 専門医研修小委員会は、卒後研修の目標、内容を定め、検討し、卒後研修に必要な業務を行う。
3. 専門医試験小委員会は、専門医認定試験の実務、運営を担当し、専門医認定試験に関する必要な業務を行う。
4. 専門医等認定小委員会は、専門医認定試験受験資格審査、研修施設の認定条件審査および指導医要件審査、更新審査、その他の必要な業務を行う。

### 第3章 専門医の認定および更新

第4条 専門医認定の審査を希望する者は、次の各号に定める書類を正本1通、写し2通の合計3通を書留郵便にて専門医制度委員会に提出しなければならない。

- 一 専門医認定申請書（様式1）。
- 二 履歴書（様式2）。
- 三 医師免許証（写し）。

四 日本精神神経学会認定精神医学専門医証（写し）

五 研修施設において規則第5条第三号の定める期間総合病院精神医学の研修を行い、本施行細則第11条の別表1に定める研修ガイドラインに従った研修を修了しているこ

新規に専門医を取得する場合、資格要件から精神保健指定医を外し精神神経学会精神科専門医の

<p>とを示す指導医の証明書（様式3）。</p> <p>六 本施行細則第12条に定めるケースレポート（8 編）（様式4）。</p> <p>七 専門医制度委員会専門医講習会参加証（写し）。</p> <p>八 専門医認定試験合格証（写し）。</p> <p>九 本細則別表3に定める新規認定審査料の振込証明書（写し）。</p> <p>第5条 専門医の認定更新を希望する者は、次の各号に定める書類を正本1 通、写し2 通の合計3 通を書留郵便にて更新年度の1 2月末までに専門医制度委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 専門医認定更新申請書（様式5）。</p> <p>二 履歴書（様式2）。</p>	<p>とを示す指導医の証明書（様式3）。</p> <p>六 本施行細則第12条に定めるケースレポート（8 編）（様式4）。</p> <p>七 専門医制度委員会専門医講習会参加証（写し）。</p> <p>八 専門医認定試験合格証（写し）。</p> <p>九 本細則別表3に定める新規認定審査料の振込証明書（写し）。</p> <p>2 前項第七号の専門医制度委員会専門医講習会および前項八号の専門医認定試験は5年以内に受講または合格したものとす。</p> <p>3 前項の施行は、令和7年4月1日とする。</p> <p>第5条 専門医の認定更新を希望する者は、次の各号に定める書類を正本1 通、写し2 通の合計3 通を書留郵便にて更新年度の1 2月末までに専門医制度委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 専門医認定更新申請書（様式5）。</p> <p>二 履歴書（様式2）。</p>	<p>みとした。</p> <p>レポート症例や代替論文、講習会受講、専門医試験合格の有効期限を5年と定めた。</p> <p>既に受講した者や合格した者の不利益にならないよう2年間の施行猶予期間を設定した。</p>
---	---	---

<p>三 専門医証（写し）</p> <p>四 本施行細則第15条の別表2に定める学術活動に関する単位を、過去5年間に100単位以上取得したことを証明する資料。</p> <p>五 本施行細則第12条に定めるケースレポート（2編）（様式4）。</p> <p>六 本細則別表3に定める更新認定審査料の振込証明書（写し）。</p> <p>2 やむをえない理由があると認めるときは、前項第四号の学術活動に関する単位を過去5年間に100単位以上取得したことを証明する資料をそれと同等以上と認める資料で代替できる。</p> <p>3 前項の適用を得ようとする者は、その理由を付した書類及び代替する資料を正本1通、写し2通の合計3通を</p>	<p>三 専門医証（写し）</p> <p>四 本施行細則第15条の別表2に定める学術活動に関する単位を、過去5年間に100単位以上取得したことを証明する資料。</p> <p>五 本施行細則第12条に定めるケースレポート（2編）又はケースレポート記載要領に定めるその代替資料（様式4-1, 4-2）。</p> <p>六 本細則別表3に定める更新認定審査料の振込証明書（写し）。</p> <p>2 やむをえない理由があると認めるときは、前項第四号の学術活動に関する単位を過去5年間に100単位以上取得したことを証明する資料をそれと同等以上と認める資料で代替できる。</p> <p>3 前項の適用を得ようとする者は、その理由を付した書類及び代替する資料を正本1通、写し2通の合計3通を</p>	<p>専門医の更新認定、指導医の新規認定および指導医の更新認定についてはケースレポートに代わり、ケースレポート記載要領に定める論文等で代替することができるとした。</p>
---	---	---

書留郵便にて専門医制度委員会に提出し、専門医制度委員会の審査及び理事会の承認を得なければならない。

第5条の2 専門医の認定更新を行わずに喪失した場合、やむをえない理由があると認めるときは、専門医の認定を前回認定期間の最終日の翌日より5年間更新することができる。

2 前項によって専門医の認定を更新した場合、学術活動に関する単位を取得する期間を延長することができる。

3 本条第1項の適用を得ようとする者は、その理由を付した書類及び代替する資料を正本1通、写し2通の合計3通を書留郵便にて専門医制度委員会に提出し、専門医制度委員会の審査及び理事会の承認を得なければならない。

#### 第4章 指導医の認定および更新

第6条 専門医指導医認定の審査を希望する者は、次の各号に定める書類を正本1通、写し2通の合計3通を書留郵便にて専門医制度委員会に提出しなければならない。

- 一 専門医指導医認定申請書（様式6）。
- 二 履歴書（様式2）。

書留郵便にて専門医制度委員会に提出し、専門医制度委員会の審査及び理事会の承認を得なければならない。

第5条の2 専門医の認定更新を行わずに喪失した場合、やむをえない理由があると認めるときは、専門医の認定を前回認定期間の最終日の翌日より5年間更新することができる。

2 前項によって専門医の認定を更新した場合、学術活動に関する単位を取得する期間を延長することができる。

3 本条第1項の適用を得ようとする者は、その理由を付した書類及び代替する資料を正本1通、写し2通の合計3通を書留郵便にて専門医制度委員会に提出し、専門医制度委員会の審査及び理事会の承認を得なければならない。

#### 第4章 指導医の認定および更新

第6条 専門医指導医認定の審査を希望する者は、次の各号に定める書類を正本1通、写し2通の合計3通を書留郵便にて専門医制度委員会に提出しなければならない。

- 一 専門医指導医認定申請書（様式6）。
- 二 履歴書（様式2）。

<p>三 専門医証（写し）。</p> <p>四 本施行細則第15条の別表2に定める学術活動に関する単位を、過去5年間に100単位以上取得したことを証明する資料。</p> <p>五 本施行細則第12条に定めるケースレポート（2編）（様式4）。</p> <p>六 専門医制度委員会指導医講習会を受講していることを証明する資料。</p> <p>七 本細則別表3に定める新規認定審査料の振込証明書（写し）。</p> <p>2 特定指導医認定の審査を希望する者は、次の各号に定める書類を正本1通、写し2通の合計3通を書留郵便にて専門医制度委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 特定指導医認定申請書（様式9）。</p> <p>二 履歴書（様式2）。</p> <p>三 専門医制度委員会指導医講習会を受講していることを</p>	<p>三 専門医証（写し）。</p> <p>四 本施行細則第15条の別表2に定める学術活動に関する単位を、過去5年間に100単位以上取得したことを証明する資料。</p> <p>五 本施行細則第12条に定めるケースレポート（2編）又はケースレポート記載要領に定めるその代替資料（様式4-1, 4-2）。</p> <p>六 専門医制度委員会指導医講習会を受講していることを証明する資料。</p> <p>七 本細則別表3に定める新規認定審査料の振込証明書（写し）。</p> <p>2 特定指導医認定の審査を希望する者は、次の各号に定める書類を正本1通、写し2通の合計3通を書留郵便にて専門医制度委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 特定指導医認定申請書（様式9）。</p> <p>二 履歴書（様式2）。</p> <p>三 専門医制度委員会指導医講習会を受講していることを</p>	<p>専門医の更新認定、指導医の新規認定および指導医の更新認定についてはケースレポートに代わり、ケースレポート記載要領に定める論文等で代替することができるとした。</p>
---	---	---

<p>証明する資料。</p> <p>四 規則第31条第2項第二号に定める特定研修施設の常勤職員であることを証明する資料。</p> <p>五 本細則別表3に定める新規認定審査料の振込証明書（写し）。</p> <p>3 特定指導医のうち、専門医資格及び専門医指導医資格の特例付与を希望する者は、次の各号に定める書類を正本1通、写し2通の合計3通を書留郵便にて専門医制度委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 専門医指導医認定申請書（様式13）。</p> <p>二 履歴書（様式2）。</p> <p>三 医師免許証（写し）。</p> <p>四 日本精神神経学会認定精神医学専門医証（写し）又は精神保健指定医証（写し）。</p> <p>五 特定指導医証（写し）</p> <p>六 本施行細則第12条に定めるケースレポート（8編）（様式4）。</p>	<p>証明する資料。</p> <p>四 規則第31条第2項第二号に定める特定研修施設の常勤職員であることを証明する資料。</p> <p>五 本細則別表3に定める新規認定審査料の振込証明書（写し）。</p> <p>3 特定指導医のうち、専門医資格及び専門医指導医資格の特例付与を希望する者は、次の各号に定める書類を正本1通、写し2通の合計3通を書留郵便にて専門医制度委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 専門医指導医認定申請書（様式13）。</p> <p>二 履歴書（様式2）。</p> <p>三 医師免許証（写し）。</p> <p>四 日本精神神経学会認定精神医学専門医証（写し）又は精神保健指定医証（写し）。</p> <p>五 特定指導医証（写し）</p> <p>六 本施行細則第12条に定めるケースレポート（8編）（様式4）又はケースレポート記載要領に定めるその代替資料（様式4-1，4-2）。</p>	<p>専門医の更新認定、指導医の新規認定および指導医の更新認定についてはケースレポートに代わり、ケースレポート記載要領に定める論文</p>
--	--	---

<p>七 専門医制度委員会専門医講習会参加証（写し）。</p> <p>八 専門医認定試験合格証（写し）。</p> <p>九 本細則別表3に定める特例措置による専門医および専門医指導医の認定審査料振込証明書（写し）。</p> <p>4 専門医資格を有する特定指導医のうち、特定指導医資格に替え専門医指導医資格の特例付与を希望する者は、次の各号に定める書類を正本1通、写し2通の合計3通を書留郵便にて専門医制度委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 専門医指導医認定申請書（様式13）。</p> <p>二 履歴書（様式2）。</p> <p>三 医師免許証（写し）。</p> <p>四 日本精神神経学会認定精神医学専門医証（写し）又は精神保健指定医証（写し）。</p> <p>五 特定指導医証（写し）</p> <p>六 専門医証（写し）</p> <p>5 特定指導医が他の特定研修施設に異動した場合は、特定指導医異動報告書（様式12）を正本1通、写し2通の</p>	<p>七 専門医制度委員会専門医講習会参加証（写し）。</p> <p>八 専門医認定試験合格証（写し）。</p> <p>九 本細則別表3に定める特例措置による専門医および専門医指導医の認定審査料振込証明書（写し）。</p> <p>4 専門医資格を有する特定指導医のうち、特定指導医資格に替え専門医指導医資格の特例付与を希望する者は、次の各号に定める書類を正本1通、写し2通の合計3通を書留郵便にて専門医制度委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 専門医指導医認定申請書（様式13）。</p> <p>二 履歴書（様式2）。</p> <p>三 医師免許証（写し）。</p> <p>四 日本精神神経学会認定精神医学専門医証（写し）又は精神保健指定医証（写し）。</p> <p>五 特定指導医証（写し）</p> <p>六 専門医証（写し）</p> <p>5 特定指導医が他の特定研修施設に異動した場合は、特定指導医異動報告書（様式12）を正本1通、写し2通の</p>	<p>等で代替することができる とした。</p>
---	---	------------------------------

<p>合計3 通を書留郵便にて専門医制度委員会に提出しなければならない。</p> <p>第7条 専門医指導医の認定更新を希望する者は、次の各号に定める書類を正本1 通、写し2 通の合計3 通を書留郵便にて更新年度の12月末までに専門医制度委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 専門医指導医認定更新申請書（様式7）。</p> <p>二 履歴書（様式2）。</p> <p>三 専門医指導医証（写し）。</p> <p>四 本施行細則第15条の別表2に定める学術活動に関する単位を、過去5 年間に100 単位以上取得したことを証明する資料。</p> <p>五 本施行細則第12条に定めるケースレポート（2 編）（様式4）。</p> <p>六 過去5年の間に専門医制度委員会指導医講習会に参加したことを証明する資料。</p>	<p>合計3 通を書留郵便にて専門医制度委員会に提出しなければならない。</p> <p>第7条 専門医指導医の認定更新を希望する者は、次の各号に定める書類を正本1 通、写し2 通の合計3 通を書留郵便にて更新年度の12月末までに専門医制度委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 専門医指導医認定更新申請書（様式7）。</p> <p>二 履歴書（様式2）。</p> <p>三 専門医指導医証（写し）。</p> <p>四 本施行細則第15条の別表2に定める学術活動に関する単位を、過去5 年間に100 単位以上取得したことを証明する資料。</p> <p>五 本施行細則第12条に定めるケースレポート（2 編）（様式4）又はケースレポート記載要領に定めるその代替資料（様式4-1, 4-2）。</p> <p>六 過去5年の間に専門医制度委員会指導医講習会に参加したことを証明する資料。</p>	<p>専門医の更新認定、指導医の新規認定および指導医の更新認定についてはケースレポートに代わり、ケースレポート記載要領に定める論文等で代替することができるとした。</p>
--	---	---

<p>七 本細則別表3に定める更新認定審査料の振込証明書（写し）。</p> <p>2 特定指導医の認定更新を希望する者は、次の各号に定める書類を正本1通、写し2通の合計3通を書留郵便にて更新年度の12月末までに専門医制度委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 特定指導医認定更新申請書（様式10）。</p> <p>二 履歴書（様式2）。</p> <p>三 特定指導医証（写し）。</p> <p>四 本施行細則第15条の別表2に定める学術活動に関する単位を、過去5年間に100単位以上取得したことを証明する資料。</p> <p>五 過去5年間に専門医制度委員会指導医講習会に参加したことを証明する資料。</p> <p>六 特定研修施設の常勤職員であることを証明する資料。</p> <p>3 やむをえない理由があると認めるときは、本条第1項第四号及び第2項第四号の学術活動に関する単位を過去5年間に100単位以上取得と同等以上と認める資料で代替することができる。</p>	<p>七 本細則別表3に定める更新認定審査料の振込証明書（写し）。</p> <p>2 特定指導医の認定更新を希望する者は、次の各号に定める書類を正本1通、写し2通の合計3通を書留郵便にて更新年度の12月末までに専門医制度委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 特定指導医認定更新申請書（様式10）。</p> <p>二 履歴書（様式2）。</p> <p>三 特定指導医証（写し）。</p> <p>四 本施行細則第15条の別表2に定める学術活動に関する単位を、過去5年間に100単位以上取得したことを証明する資料。</p> <p>五 過去5年間に専門医制度委員会指導医講習会に参加したことを証明する資料。</p> <p>六 特定研修施設の常勤職員であることを証明する資料。</p> <p>3 やむをえない理由があると認めるときは、本条第1項第四号及び第2項第四号の学術活動に関する単位を過去5年間に100単位以上取得と同等以上と認める資料で代替することができる。</p>	
---	---	--

<p>4 前項の適用を得ようとする者は、その理由を付した書類及び代替する資料を正本1通、写し2通の合計3通を書留郵便にて専門医制度委員会に提出し、専門医制度委員会の審査及び理事会の承認を得なければならない。</p> <p>5 本条第2項の特定指導医の認定更新時の学術活動に関する資料の提出は、平成34年3月31日までは提出を免除する。</p> <p>第7条の2 指導医の認定更新を行わずに喪失した場合、やむをえない理由があると認めるときは、喪失した専門医または指導医の認定を前回認定期間の最終日の翌日より5年間更新することができる。</p> <p>2 前項によって専門医の認定を更新した場合、学術活動に関する単位を取得する期間を延長することができる。</p> <p>3 本条第1項の適用を得ようとする者は、その理由を付した書類及び代替する資料を正本1通、写し2通の合計3通を書留郵便にて専門医制度委員会に提出し、専門医制度委員会の審査及び理事会の承認を得なければならない。</p> <p>第5章 研修施設</p>	<p>4 前項の適用を得ようとする者は、その理由を付した書類及び代替する資料を正本1通、写し2通の合計3通を書留郵便にて専門医制度委員会に提出し、専門医制度委員会の審査及び理事会の承認を得なければならない。</p> <p>5 本条第2項の特定指導医の認定更新時の学術活動に関する資料の提出は、令和4年3月31日までは提出を免除する。</p> <p>第7条の2 指導医の認定更新を行わずに喪失した場合、やむをえない理由があると認めるときは、喪失した専門医または指導医の認定を前回認定期間の最終日の翌日より5年間更新することができる。</p> <p>2 前項によって専門医の認定を更新した場合、学術活動に関する単位を取得する期間を延長することができる。</p> <p>3 本条第1項の適用を得ようとする者は、その理由を付した書類及び代替する資料を正本1通、写し2通の合計3通を書留郵便にて専門医制度委員会に提出し、専門医制度委員会の審査及び理事会の承認を得なければならない。</p> <p>第5章 研修施設</p>	<p>平成34年を令和4年と改めた</p>
--	---	-----------------------

<p>第8条 規則第31条に定める研修施設は、次の各号の条件をすべて満たすことを要する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 指導医が常勤していること</li> <li>二 病床数100床以上の病院で内科、外科を標榜していること。</li> <li>三 精神科病床を有する施設においては、精神科病床が病床数の50%未満であること。</li> <li>四 研修カリキュラムに基づく研修が可能であること。</li> </ul> <p>2 前項と同等の機能を有する施設</p> <p>第9条 研修施設の認定を希望する場合には、指導責任者が、次の各号に定める書類を正本1通、写し2通の合計3通を書留郵便にて専門医制度委員会に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 研修施設認定申請書（様式8）</li> <li>二 研修プログラムに関する資料</li> </ul> <p>2 研修施設の認定の更新は、5年ごとに行い、指導責任者が次の各号に定める書類を正本1通、写し2通の合計3通を書留郵便にて更新年度の12月末までに専門医制度委員会に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 研修施設認定更新申請書（様式11）</li> </ul>	<p>第8条 規則第31条に定める研修施設は、次の各号の条件をすべて満たすことを要する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 指導医が常勤していること</li> <li>二 病床数100床以上の病院で内科、外科を標榜していること。</li> <li>三 精神科病床を有する施設においては、精神科病床が病床数の50%未満であること。</li> <li>四 研修カリキュラムに基づく研修が可能であること。</li> </ul> <p>2 前項と同等の機能を有する施設</p> <p>第9条 研修施設の認定を希望する場合には、指導責任者が、次の各号に定める書類を正本1通、写し2通の合計3通を書留郵便にて専門医制度委員会に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 研修施設認定申請書（様式8）</li> <li>二 研修カリキュラムに関する資料</li> </ul> <p>2 研修施設の認定の更新は、5年ごとに行い、指導責任者が次の各号に定める書類を正本1通、写し2通の合計3通を書留郵便にて更新年度の12月末までに専門医制度委員会に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 研修施設認定更新申請書（様式11）</li> </ul>	<p>研修プログラムを研修カリキュラムとする</p>
--	---	----------------------------

<p>ニ 研修プログラムの内容に関する資料</p> <p>第6章 審査結果の公示</p> <p>第10条 専門医の認定及び更新、指導医の認定及び更新並びに研修施設の認定及び更新の審査結果の公示は、定款に定める公告のほか、本学会評議員総会、機関誌および本学会ホームページなどにおいておこなう。</p> <p>第7章 研修内容及びケースレポート</p> <p>第11条 規則第5条第三号に規定する研修内容は、別表1の通りとする。</p>	<p>ニ 研修カリキュラムの内容に関する資料</p> <p>第6章 審査結果の公示</p> <p>第10条 専門医の認定及び更新、指導医の認定及び更新並びに研修施設の認定及び更新の審査結果の公示は、定款に定める公告のほか、本学会評議員総会、機関誌および本学会ホームページなどにおいておこなう。</p> <p>第7章 研修内容及びケースレポート</p> <p>第11条 規則第5条第三号に規定する総合病院精神医学に関する研修は、別表1のカリキュラム整備要綱に従い作成され、本学会により認定された研修カリキュラムに従って行われる。</p> <p>2 令和5年3月31日までに本学会により承認された研修プログラムに従って行われる研修は、前項の研修としてみなされる。</p>	<p>研修プログラムを研修カリキュラムとする</p> <p>研修カリキュラム整備要綱に従った研修カリキュラムに従い研修を行うものとした。</p> <p>令和5年3月31日までに承認された研修プログラムの取り扱いを定めた。</p>
--	---	--

<p>第12条 専門医の認定、専門医の認定更新、指導医の認定及び指導医の認定更新などの申請に必要なケースレポートには次の各号の要件が必要である。</p> <p>一 診療を担当した症例について、症例ごとに疾患名、性別、年齢、職業、既往歴、家族歴、現病歴、現症、治療、経過、考察などを約1200字にまとめる。</p> <p>二 記載する症例は、別表1に定めた診療場面または疾患のなかから選択する。専門医認定の審査を希望する場合には、記載する症例8例中5例以上は別表1のa)からm)までの項目に該当するものでなければならない。専門医認定更新、指導医認定、指導医認定更新の場合は、この限りではない。</p> <p>三 別表1のa)からm)までの項目に該当するケースレポートについては、別表1の診療技法のいずれかに関する記載が必要である。</p> <p>四 ケースレポートには指導医が署名捺印する。</p> <p>2 専門医及び指導医資格の取得と認定更新のためには、すべてのケースレポートが専門医制度委員会の審査に合格しなければならない。</p> <p>3 専門誌に掲載された総合病院精神医学に関する論文を、筆頭著者の場合には論文1編がケースレポート2</p>	<p>第12条 専門医の認定、専門医の認定更新、指導医の認定及び指導医の認定更新などの申請に必要なケースレポートについては別表4のケースレポート記載要領に従い記載する。</p> <p>2 前項のケースレポート記載要領の改正については専門医制度委員会の決議で行い、理事会に報告する。</p> <p>3 専門医更新認定、指導医の新規認定および更新認定については、専門誌に掲載された総合病院精神医学に関する</p>	<p>ケースレポートの記載方法については現行細則で定めている事項、その他詳細な事項についてケースレポート記載要領で定めることとした。</p> <p>ケースレポート記載要領の改正方法を定めた。</p> <p>専門医の更新認定、指導医の新規認定および</p>
---	--	---

編に相当するものとして、共著者の場合には論文1編がケースレポート1編に相当するものとして、ケースレポートに代えて申請することができる。この場合には、申請の際に論文の別冊または写しを提出する。

第9章 講習会、認定試験及び学術活動

第13条 専門医制度委員会専門医講習会および専門医認定試験を1年に1回以上実施する。

2 前項の専門医制度委員会専門医講習会の主題は、本施行細則第11条の別表1の研修ガイドラインに従った研修内容に関するものとする。

3 本条第1項の専門医認定試験は筆記試験及び口答試験の形式で行い、本施行細則第11条の別表1の研修ガイドラインに従った研修内容に関する知識を問うものとする。

論文を、筆頭著者の場合には論文1編がケースレポート2編に相当するものとして、共著者の場合には論文1編がケースレポート1編に相当するものとして、ケースレポートに代えて申請することができる。この場合には、申請の際に論文の別冊または写しを提出する。

4 専門医及び指導医資格の取得と認定更新のためには、すべてのケースレポートが専門医制度委員会の審査に合格しなければならない。

第9章 講習会、認定試験及び学術活動

第13条 専門医制度委員会専門医講習会および専門医認定試験を1年に1回以上実施する。

2 前項の専門医制度委員会専門医講習会の主題は、本施行細則第11条の別表1の研修ガイドラインに従った研修内容に関するものとする。

3 本条第1項の専門医認定試験は筆記試験及び口答試験の形式で行い、本施行細則第11条の別表1の研修ガイドラインに従った研修内容に関する知識を問うものとする。

び指導医の更新認定についてはケースレポートに代わり、ケースレポート記載要領に定める論文等で代替することができるとした。

第2項を第4項とした。

<p>第14条 専門医制度委員会指導医講習会を1年に1回以上実施し、その主題は本施行細則第11条の別表1の研修ガイドラインに従った研修指導の進め方等に関するものとする。</p> <p>第15条 学術活動に関する単位については別表2の通りとする。</p> <p>第16条 講習会受講料、審査料及び更新料は別表3のとおりとする。</p> <p>第10章 細則の改正</p> <p>第17条 本細則の改正は、理事会の決議を経て行う。</p> <p>附則  第1条 本細則は、平成27年4月1日から施行する。  平成28年11月24日改正、平成29年4月1日施行  平成29年5月13日改正、同日施行  平成29年8月7日改正、同日施行</p>	<p>第14条 専門医制度委員会指導医講習会を1年に1回以上実施し、その主題は本施行細則第11条の別表1のカリキュラム整備要綱に従った研修指導の進め方等に関するものとする。</p> <p>第15条 学術活動に関する単位については別表2の通りとする。</p> <p>第16条 講習会受講料、審査料及び更新料は別表3のとおりとする。</p> <p>第10章 細則の改正</p> <p>第17条 本細則の改正は、理事会の決議を経て行う。</p> <p>附則  第1条 本細則は、平成27年4月1日から施行する。  平成28年11月24日改正、平成29年4月1日施行  平成29年5月13日改正、同日施行  平成29年8月7日改正、同日施行</p>	<p>研修カリキュラム整備要綱に従った研修カリキュラムに従い研修を行うものとした。</p>
--	--	---

<p>令和2年9月5日改正、同日施行</p> <p>別表1 研修ガイドライン</p> <p>1. 研修プログラムについて</p> <p>1) 研修すべき診療場面または疾患は次の a) から v) までの各項とする。また、a) から m) の診療場面または疾患については、( ) に示した症例数を診療することを目標とし、実際に診療した症例を合計して目標症例数合計 (58 例) の80%以上に達していなければならない。</p> <p>a) リエゾン精神医療 (5 例)</p> <p>b) medical psychiatry (5 例)</p> <p>c) 精神科救急医療 (5 例)</p> <p>d) せん妄 (10 例)</p> <p>e) アルコールからの離脱状態 (5 例)</p> <p>f) せん妄以外の器質性精神障害 (5 例)</p> <p>g) せん妄以外の症状性精神障害 (5 例)</p> <p>h) 自殺企図のために受診した患者 (5 例)</p> <p>i) 重度ストレス反応または適応障害 (5 例)</p> <p>j) 身体表現性障害 (2 例)</p> <p>k) 摂食障害 (2 例)</p>	<p>令和2年9月5日改正、同日施行 令和4年10月27日改正、令和5年4月1日施行</p> <p>別表1 カリキュラム整備要綱 (別掲)</p>	<p>施行日は令和5年度4月1日とした。</p> <p>別表1の研修ガイドラインをカリキュラム整備要綱とし、別掲することとした。</p>
--	---	--

<p>l) 産褥に関連した精神および行動の障害（2例）</p> <p>m) 他に分類される障害あるいは疾患に関連した心理的および行動的要因（2例）</p> <p>n) 統合失調症</p> <p>o) 気分障害</p> <p>p) パニック障害</p> <p>q) 強迫性障害</p> <p>r) 解離性障害</p> <p>s) 睡眠障害</p> <p>t) 人格障害</p> <p>u) てんかん</p> <p>v) 認知症</p> <p>2) 研修すべき特別な診療技法などは次のa) から k) までの各項目とする。</p> <p>a) 主要な身体疾患について、その病態、診断、治療などの概要を理解する。</p> <p>b) 精神疾患の診断にあたり、治療を行いつつ、全身状態に配慮し、身体疾患に由来する精神症状を発見するための適切な診察、検査を実施するという基本的な考え方と技法を理解し、実行する。</p> <p>c) 身体疾患と精神疾患を併発した患者に対する向精神</p>		
--	--	--

<p>薬の適切な使用方法を理解し，実行する。</p> <p>d) 身体疾患と精神疾患を併発した患者に対する支持的 精神療法を理解し，実行する。</p> <p>e) 身体疾患と精神疾患を併発した患者に対する危機介 入を理解し，実行する。</p> <p>f) 精神科的緊急事態の適切なマネジメント，患者と家族 の治療およびケアを理解し，これらを実行する。</p> <p>g) 身体疾患の発病，悪化，慢性化などに関連する心理 的要因を把握して修正するための技法を理解し，実行す る。</p> <p>h) 重症身体疾患，慢性身体疾患の患者と家族の心理を 理解し，それに対するケアを実行する。</p> <p>i) 緩和ケアを受ける患者と家族の心理を理解し，それ に対するケアを実行する。</p> <p>j) 患者家族に対する支持的精神療法を理解し，実行す る。</p> <p>k) 他の診療科の医療者との適切な協力関係を作るため の技法を理解し，実行する。</p> <p>別表2 学術活動に関する単位について 1. 学術活動に関する単位の算定は以下の通りとする。</p>	<p>別表2 学術活動に関する単位について（別掲）</p>	<p>別表2の学術 活動に関する 単位について も改正し別掲</p>
--	-----------------------------------	--

<p>1) 専門医制度委員会講習会参加：20 単位（専門医の認定更新，指導医の認定，指導医の認定更新などの際に，学術活動に関する単位として用いることができる）</p> <p>2) 本学会総会参加：20 単位</p> <p>3) 本学会総会発表  一般演題発表：10 単位，一般演題共同発表：5 単位，  一般演題司会：5 単位，特別演題発表：20 単位，特別演題共同発表：10 単位，特別演題司会：10 単位</p> <p>4) 有床フォーラム，無床フォーラム，本学会が認定した研究会などへの参加：10 単位</p> <p>5) 有床フォーラム，無床フォーラム，本学会が認定した研究会などにおける発表 一般演題発表：5 単位，一般演題共同発表：3 単位，一般演題司会：3 単位  特別演題発表：10 単位，特別演題共同発表：5 単位，特別演題司会：5 単位</p> <p>6) 本学会機関誌における論文発表  筆頭著者：40 単位，共著者：20 単位</p> <p>7) 総合病院精神医学に関する他の専門誌における発表  または著書  筆頭著者：20 単位，共著者：10 単位</p> <p>8) 本学会と密接な関連のある学会または研究会などへの参加：3 単位</p>		<p>することとした</p>
--	--	----------------

2. 申請の際には、講習会参加証、学会または研究会参加証、プログラムの当該部分などの写し、論文の別冊または写しを添付する。

3. 参加証の再交付は行わない。

#### 別表3

講習会受講料、審査料、更新料について

1. 専門医講習会受講料・専門医認定試験受験料  
10,000 円
2. 専門医および専門医指導医の新規認定審査料  
20,000 円
3. 専門医および専門医指導医の更新認定審査料  
10,000 円
4. 特定指導医の認定審査料および認定更新料は無料とする。
5. 特定指導医講習会受講料は無料とする。
6. 専門医指導医講習会受講料は無料とする。
7. 専門医制度規則第 18 条第 3 項の特例措置による専門医および専門医指導医の認定審査料 20,000 円
8. 専門医制度規則第 19 条第 3 項の特例措置による専門医および専門医指導医の認定審査料は無料とする。

#### 別表3

講習会受講料、審査料、更新料について

1. 専門医講習会受講料・専門医認定試験受験料  
10,000 円
2. 専門医および専門医指導医の新規認定審査料  
20,000 円
3. 専門医および専門医指導医の更新認定審査料  
10,000 円
4. 特定指導医の認定審査料および認定更新料は無料とする。
5. 特定指導医講習会受講料は無料とする。
6. 専門医指導医講習会受講料は無料とする。
7. 専門医制度規則第 18 条第 3 項の特例措置による専門医および専門医指導医の認定審査料 20,000 円
8. 専門医制度規則第 19 条第 3 項の特例措置による専門医および専門医指導医の認定審査料は無料とする。

	別表4 ケースレポート記載要領（別掲）	別表4として ケースレポート 記載要領を 作成し示した。
--	------------------------	---------------------------------------